

2019 年 6 月 20 日 全 5 頁

企業の不正予防につながる内部通報制度

内部通報制度認証の取得は企業のコンプライアンス対応を示す指標

政策調査部 研究員 菅原佑香

[要約]

- 企業の持続的な成長が期待される一方で、コンプライアンス違反に関する報道が後を絶たない。ESG 投資の拡大に伴い、投資家が企業に内在するリスクに向ける監視の目も厳しくなってきた。
- コンプライアンス違反等を避ける対策の一つに、内部通報制度がある。内部通報制度は企業の内部統制およびコーポレート・ガバナンスの重要な要素である。消費者庁の調査によると、内部通報制度が導入されている企業では、社内の不正発見の端緒は従業員等からの内部通報が最も多い。従業員の通報窓口の利用しやすさが向上し、内部通報制度が有効に機能すれば、法令違反などの抑止力につながると考えられる。
- 2019 年 2 月より内部通報制度認証「自己適合宣言登録制度」の申請受付が始まった。内部通報制度を適切に導入し運用する企業は、この認証を取得することで様々なステークホルダーから社会的評価を受けることができ、企業ブランドの向上や優秀な人材確保にも寄与するだろう。
- 企業のガバナンスや働き方に注目される今だからこそ、各企業がこの制度の認証を受けることは、コンプライアンス違反等のリスクに適切に対応しようという意思があるかどうかの一つの指標になり得るのではないかと。

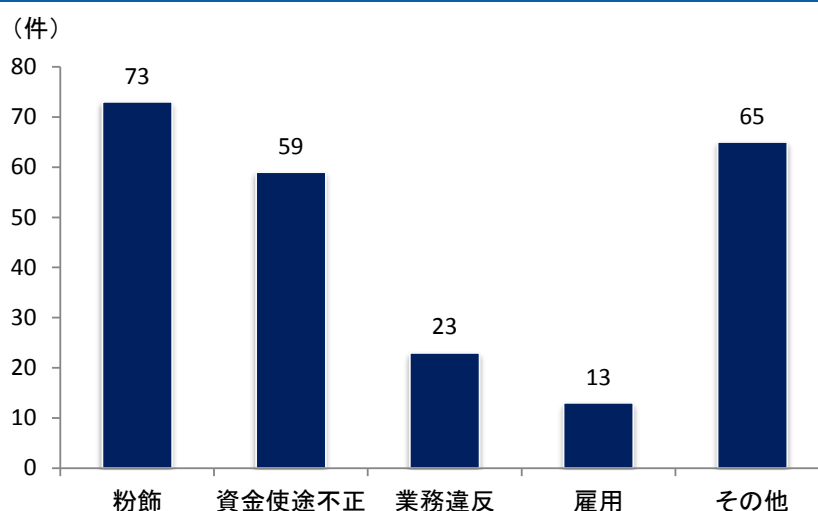
1. 企業の事故や不祥事につながるコンプライアンス違反の増加

近年、企業の持続的な成長が期待される一方で、企業の事故や不祥事につながるコンプライアンスにかかわる違反や不正に関する報道が後を絶たない。

帝国データバンクが実施した「特別企画：コンプライアンス違反企業の倒産動向調査（2018年度）」によると、意図的な法令違反や社会規範・倫理に反する行為などのコンプライアンス違反が判明した企業の倒産件数を類型別に確認すると、最も件数が多いのは粉飾（73件）、資金使途不正（59件）、業法違反（23件）、雇用（13件）と続く（図表1）。

罰則付きの残業規制が施行され、パワハラ防止を義務付ける関連法が成立し、企業の働き方など労務コンプライアンスへの意識も高まっている。さらに、ESG投資の拡大に伴い、株主や投資家が企業に内在するリスクに向ける監視の目も厳しくなってきた。

図表1 類型別のコンプライアンス違反による倒産件数(2018年度)



(注)「その他」には、談合、脱税、偽装、過剰営業、不正受給、不法投棄、贈収賄等の件数が含まれる。

(出所) 帝国データバンク「特別企画：コンプライアンス違反企業の倒産動向調査（2018年度）」より大和総研作成

2. ガバナンスの重要な要素である内部通報制度

企業におけるコンプライアンス違反等の事件や事故といった不祥事対策の一つに、内部通報制度の仕組みがある。内部通報とは、従業員が法令違反や不正等の行為を企業が設置した通報窓口で匿名もしくは実名で相談・通報することである。事業者のコンプライアンス経営を強化するために、公益通報者保護法が2006年に施行されている¹。法令違反行為を企業内部の労働者が一定の要件の下に通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護される。

¹ 消費者庁「公益通報者保護法と制度の概要」

内部通報制度は、コンプライアンスに違反することなく、安全・安心な製品・サービスを提供することによって企業価値の向上を図るという、企業の内部統制およびコーポレート・ガバナンスの重要な要素である。コーポレート・ガバナンスコードの「原則 2-5. 内部通報」では、「上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである」とされている²。

しかし、消費者庁「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会最終報告書」（2016 年 12 月）では、「内部通報制度が機能せず事業者内部に通報しても問題の是正が期待できないと思われる事案が散見される」と指摘されており、内部通報制度の実効性の確保が企業にとって喫緊の課題となっている。

内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2019（仮称）（原案）」において、いわゆる「サステナブル経営」を推進するとともに、内部通報制度の認証制度等を通じて公益通報者保護制度の実効性を強化することが述べられた。政策としても企業のコンプライアンスに対する対策として、内部通報制度の位置づけが重視されている。

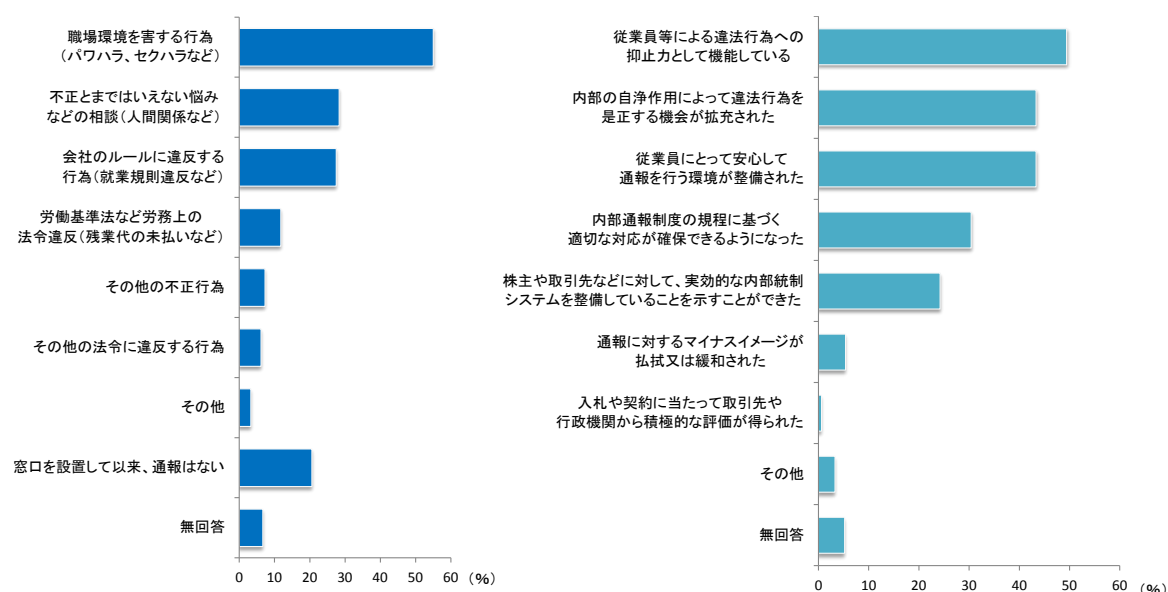
3. 社内の不正発見の端緒として多いのは内部通報

そもそも企業での内部通報制度の導入の実態はどうか。消費者庁が 2016 年に企業に対して実施した「平成 28 年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」によると、内部通報制度の導入割合は、回答事業者全体で 46.3%と約半数にとどまる。企業規模が大きくなるほど導入割合は高くなり、従業員数「1,001 人～3,000 人」や「3,000 人超」規模になると約 9 割以上が導入している。内部通報制度を「導入している」と回答した企業のうち、通報窓口の設置を「社内外いずれにも設置」する割合は約 6 割と高く、「社内のみに設置」は 3 割程度にとどまる。ただし、過去 1 年間に通報窓口（社内・社外）に寄せられた内部通報件数の回答としては、全体でみると「0 件」（41.6%）が最も多く、次に「1～5 件」（30.5%）と続くことから、制度の導入はされていても、従業員が実際の通報に至るというケースは少ない。

内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）で最も多い回答は、「違法行為その他様々な経営上のリスクの未然防止・早期発見に資するため」（88.0%）であり、「従業員が安心して通報ができる環境を整備するため」（60.7%）、「企業の社会的責任（CSR）を果たしていく上で必要であるため」（41.1%）と続く。企業経営においてコンプライアンス違反の発生を防ぐことは当然のことながら、従業員の働きやすさや企業の社会的責任（CSR）に対する関心の高まりにより、内部通報制度の導入に取り組む企業も少なくない。

² <https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/20180601.pdf>

図表2 左：通報窓口寄せられた通報の内容（複数回答）（2016年）
右：通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）（2016年）



（出所）消費者庁「平成28年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」より大和総研作成

通報窓口寄せられた通報内容の回答（複数回答）を確認すると、「職場環境を害する行為（パワハラ、セクハラなど）」が55.0%と最も高い。また、次に通報の内容が多いものとしては、「不正とまではいえない悩みなどの相談（人間関係など）」と「会社のルールに違反する行為（就業規則違反など）」が同程度の相談件数であることが分かる（図表2左）。

実際、内部通報制度を導入している企業の場合、社内の不正発見の端緒に関する回答（複数回答）のうち、「従業員等からの内部通報（通報窓口や管理職等への通報）」との回答が最も多く、「内部監査（組織内部の監査部門による監査）」や「職制ルート（上司による日常的な業務のチェック、従業員からの業務報告等）」などの回答よりも多い。加えて、通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）としては、「従業員等による違法行為への抑止力として機能している」との回答が多い（図表2右）。

不正とまではいえない悩みのレベルであったとしても、企業内の不正を事前に予防する意味においては、従業員の通報窓口の利用しやすさが高まり、内部通報制度が有効に機能すれば、いわゆる法令違反などの抑止力につながると考えられる。企業側の制度の適切な整備や運用に対するインセンティブを高めていくためにはどうしたらよいのか。

4. 内部通報制度認証で、企業の実効性確保を高めるか

「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）に基づき開催された「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会最終報告書」（2016年12月）および「消費者基本計画工程表」（平成29年6月消費者政策会議）において、民間事業者に対するインセンティブの一つとして、事業者の内部通報制度の実効性の向上を図るための認証制度の実現を早期に図る必要があると

明記された。これを受け、消費者庁から「内部通報制度に関する認証制度の導入について（報告書）」（平成 30 年 4 月）が公表され、事業者自らが自身の内部通報制度を審査した結果を登録する「自己適合宣言制度」と中立公正な第三者機関が事業者の内部通報制度を審査・認証する第三者認証制度を導入することが適当であると示された。

内部通報制度認証「自己適合宣言登録制度」は 2019 年 2 月より登録申請受付が開始されている。具体的には、事業者が自らの内部通報制度を評価し、制度の信頼性および実効性の確保にかかわる認証基準³に適合している場合、企業からの申請に基づき指定登録機関⁴がその内容を確認した結果を登録し、所定の WCMS マーク⁵の使用を許諾する制度である。

図表 3 内部通報制度認証を受けた登録事業者（2019 年 5 月 24 日時点）

事業者名	登録・更新日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2019年5月24日
伊藤忠商事株式会社	2019年4月10日
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	2019年4月26日
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社	2019年4月10日
ダイヤル・サービス株式会社	2019年4月26日
東京海上日動火災保険株式会社	2019年5月10日
プロパティデータバンク株式会社	2019年5月10日
三井住友海上火災保険株式会社	2019年4月26日
明治安田生命保険相互会社	2019年5月10日

（出所）公益社団法人 商事法務研究会ウェブサイトより大和総研作成

現時点で、内部通報制度認証を受けた登録事業者数は 9 社とまだ少ない（図表 3）。内部通報制度を適切に導入し運用する企業は、この認証を受けることにより、消費者や取引先、金融市場など様々なステークホルダーから社会的評価を受けることができ、企業ブランドの向上や優秀な人材確保にも寄与するだろう。認証の取得とそのメリットの発現が、企業の内部通報制度の信頼性や実効性を確保するインセンティブとなり、従業員が窓口を利用しやすくなることも期待される。

企業のガバナンスや働き方に注目される今だからこそ、各企業がこの制度の認証を受けることは、企業のコンプライアンス等のリスクに適切に対応しようという意味があるかどうかの一つの指標になり得るのではないだろうか。

³ 消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する 民間事業者向けガイドライン」（平成 28 年 12 月 9 日）に基づく約 40 項目の審査基準が設けられている。

⁴ 2018 年 12 月、公益社団法人商事法務研究会が、内部通報制度認証の運営を統括する指定登録機関に指定された。

⁵ WCMS：Whistleblowing Compliance Management System